

令和2年(フ)第1356号

決 定

東京都千代田区麹町二丁目12番地1 VORT半蔵門8階
債務者(破産者) 株式会社生活リスク研究所
代表者代表取締役 柳 保幸

主 文

債務者株式会社生活リスク研究所について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都中央区築地2丁目3番4号 築地第一長岡ビル10
02号 内藤滋法律事務所
弁護士 内藤 滋
- 2 債権届出期間 令和2年4月3日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日 令和2年7月6日午前10時
- 4 債権調査期日 令和2年7月6日午前10時

令和2年2月28日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 池 田 弥 生

これは正本である。

令和2年2月28日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 石 原 晶

